

平成30年3月29日
住宅局建築指導課

直交集成板(CLT)について一般的設計法等で使用できる層構成を追加します！

～CLTを用いた建築物の普及を図ります～

国土交通省は、CLTを用いた建築物の普及に向けて、より合理的で自由度の高い設計が可能となるよう、建築基準法におけるCLTに関する基準強度について、新たな層構成を追加する告示を、本日、公布・施行しました。

国土交通省では、直交集成板(CLT:Cross Laminated Timber)を用いた建築物の普及に向けて、平成28年にCLTを用いた建築物の一般的設計法を制定し、個別に大臣認定を受けることなく、建築することが可能となりました。

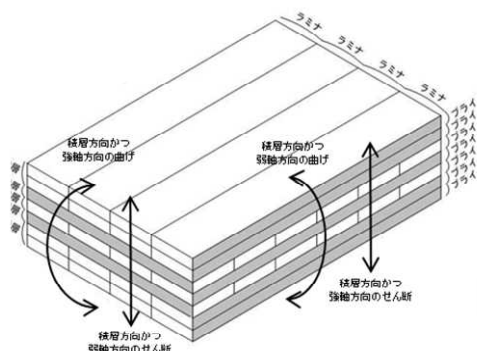
一方、建築物の構造計算に必要なCLTの基準強度のうち、床や屋根に求められる長期の曲げ性能やせん断性能については、使用できる層構成が限られておりましたが、今般、新たな実験結果により性能が確認された層構成を、以下のとおり基準に追加することといたしました。

今回の追加により、従来より薄い層構成のCLTが使用できるなど、合理的で自由度の高い設計が可能となります。

<改正の概要>

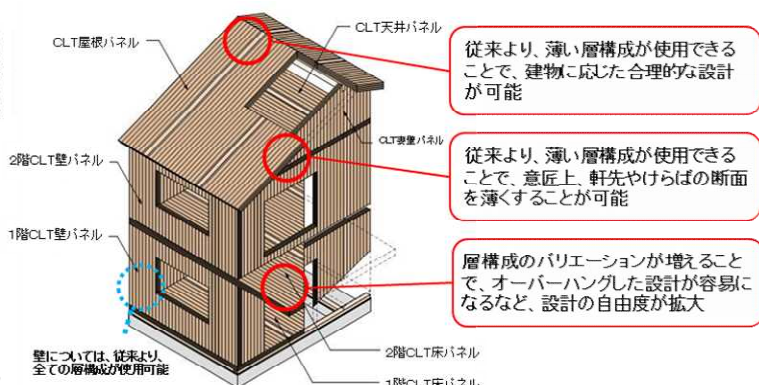
- ・曲げ及びせん断の長期の基準強度のうち、CLTの積層方向かつ強軸方向について、5層5プライ、5層7プライに加え、**3層3プライ**、**3層4プライ**を追加
- ・曲げ及びせん断の長期の基準強度のうち、CLTの積層方向かつ弱軸方向について、3層3プライ、3層4プライ、7層7プライに加え、**5層5プライ**、**5層7プライ**を追加

CLT 5層7プライの例



ラミナ：直交集成板を構成するひき板
 プライ：ラミナを繊維方向を平行にして幅方向に並べたもの
 層：単一のプライ又は複数のプライを繊維方向を平行に積層したものを示す

層構成を追加することによる効果



<問い合わせ先>

国土交通省住宅局建築指導課 高木、徳竹 (内線39-536、39-537)
 TEL：03-5253-8111 (代表)、03-5253-8513 (課直通)
 FAX：03-5253-1630